

申請方法について

	お問い合わせ内容	回答
1	コンベンション貸切バス等運行支援事業に申請したいのですが、どのように申請したらよろしいでしょうか。	<p>申請書を下記よりダウンロードの上、申請をお願いいたします。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①助成金申請書（様式第1号）</p> <p>②開催概要</p> <p>※①～②の書類を実施予定日の30日前までご提出ください。</p> <p>※各様式は下記よりダウンロードください。</p> <p>< https://mice.okinawastory.jp/support/convention-bus/ ></p> <p>【提出先】 MICE推進課 支援チーム mice_support@ocvb.or.jp</p>
2	いつから申請が可能ですか。	<p>前期（4月1日～9月30日までに実施される催事）・後期（10月1日～2月28日までに実施される催事）ともに、2020年4月1日から申請を受け付けております。</p>
3	申請受付終了日はいつですか。	<p>申請総額が予算額を超過する場合は助成対象期間内であっても受付を終了いたします。</p> <p>原則として、予算額を超過した日を受付終了日とし、終了日10日前におきなわMICEナビにて通知します。</p> <p>< おきなわMICEナビ： https://mice.okinawastory.jp/ ></p>
4	貸切バスとジャンボタクシーについて、併用して申請することはできますか。	<p>併用可能です。（要綱第4条-3 参照）</p> <p>要綱< https://mice.okinawastory.jp/root/wp-content/uploads/2020/03/04_01_bus-youkou_2020.pdf ></p>
5	申請後、申請内容（利用台数、利用日数など）の変更は可能ですか。	<p>変更できません。</p> <p>申請書を受理した後、当方より助成金交付決定通知書を発行・送付いたします。</p> <p>通知書に記載されている交付予定額を超えての助成はできないため(申請した利用日数・利用台数分のみ)、少しでも利用増加の可能性がある場合は、最大利用数で申請をお願いいたします。（実際の利用数が減る分には問題ありません。）</p>
6		

催事終了後の実績報告・助成金請求について

お問い合わせ内容	回答
<p>1 実施報告に必要な手続きについて教えてください。</p>	<p>下記の書類をご提出ください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①実績報告書（様式第4号）</p> <p>②バス借上げ証明書（様式第5号）※バス会社記入</p> <p>③ジャンボタクシー借上げ証明書（様式第5-1号）※タクシー/ハイヤー会社記入</p> <p>④最終参加者名簿</p> <p>⑤最終行程表（開催期間、行程、宿泊施設等がわかるもの）</p> <p>⑥アンケート</p> <p>※①～⑤の書類を、催事終了日から30日以内までにご提出ください。</p> <p>※登録通知書交付時に提出期限をメールにてお知らせいたします。</p> <p>※各様式は下記よりダウンロードください。</p> <p><https://mice.okinawastory.jp/support/convention-bus/></p> <p>【提出先】 MICE推進課 支援チーム mice_support@ocvb.or.jp</p>
<p>2 助成金の請求に必要な手続きについて教えてください。</p>	<p>1の実施報告でご提出頂いた書類を受理したのち、当方で審査し、助成金交付確定通知書を発行・送付いたします。助成金交付確定通知書がお手元にとどきましたら、下記の書類をご提出ください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①請求書（様式第7号）</p> <p>※①の書類を、交付確定通知書に記載された提出期日までにご提出ください。</p> <p>※各様式は下記よりダウンロードください。</p> <p><https://mice.okinawastory.jp/support/convention-bus/></p> <p>【提出先】 MICE推進課 支援チーム mice_support@ocvb.or.jp</p>

利用する貸切バス・ジャンボタクシーについて

1	<p>利用できるバス会社、ジャンボハイヤー会社は決まっていますか？☒</p>	<p>貸切バスや貸切ジャンボタクシーの手配に際し、指定の会社などはございません。</p> <p>「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を得ている事業者(バス会社)、「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を得ている事業者(タクシー会社)であればどこの会社様を利用しても問題ございません。(要綱第3条2-(2),(3) 参照)</p> <p>要綱< https://mice.okinawastory.jp/root/wp-content/uploads/2020/03/04_01_bus-youkou_2020.pdf></p>
2	<p>バスやジャンボタクシーを手配する際に注意すべきことはありますか？</p>	<p>公示料金の下限額と上限額の範囲内でバスを借りること、 公示料金の下限額を上回る金額でジャンボタクシーを借りる必要があります。 (要綱第3条-3 (2),(3) 参照)</p> <p>※公示料金について、バス会社が定めた料金ではありませんのでご注意ください。 (下記をご確認ください。)</p> <p>■01一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）の運賃及び料金 https://mice.okinawastory.jp/root/wp-content/uploads/2020/03/04_07_Bus-keisan.pdf</p> <p>■02一般貸切旅客自動車運送事業改正資料（運賃・料金変更命令について） http://ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Unyu/bustaxi/unchin/kashikiriunchin.pdf?la=ja-JP&hash=FE2C28DE1EE1B8210252063996FB1489AEF4BB57</p> <p>■03一般乗客旅客自動車運送事業の公定幅運賃について（沖縄県本島地区） http://ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Unyu/bustaxi/unchin/kashikiriunchin.pdf?la=ja-JP&hash=FE2C28DE1EE1B8210252063996FB1489AEF4BB57</p> <p>■04一般乗客旅客自動車運送事業の自動認可運賃について（沖縄県離島地区） http://ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Unyu/bustaxi/jigyokyoka/taxi/unchin/hontouritou-jidouninkaunchin.pdf?la=ja-JP&hash=55B70CC27C3C412884F971F3845B0C1106EDD1A5</p>
3	<p>県内のバス会社について</p>	<p>沖縄県バス協会のHPをご参照ください。 http://www.bus-okinawa.or.jp/member.php（離島含む）</p>